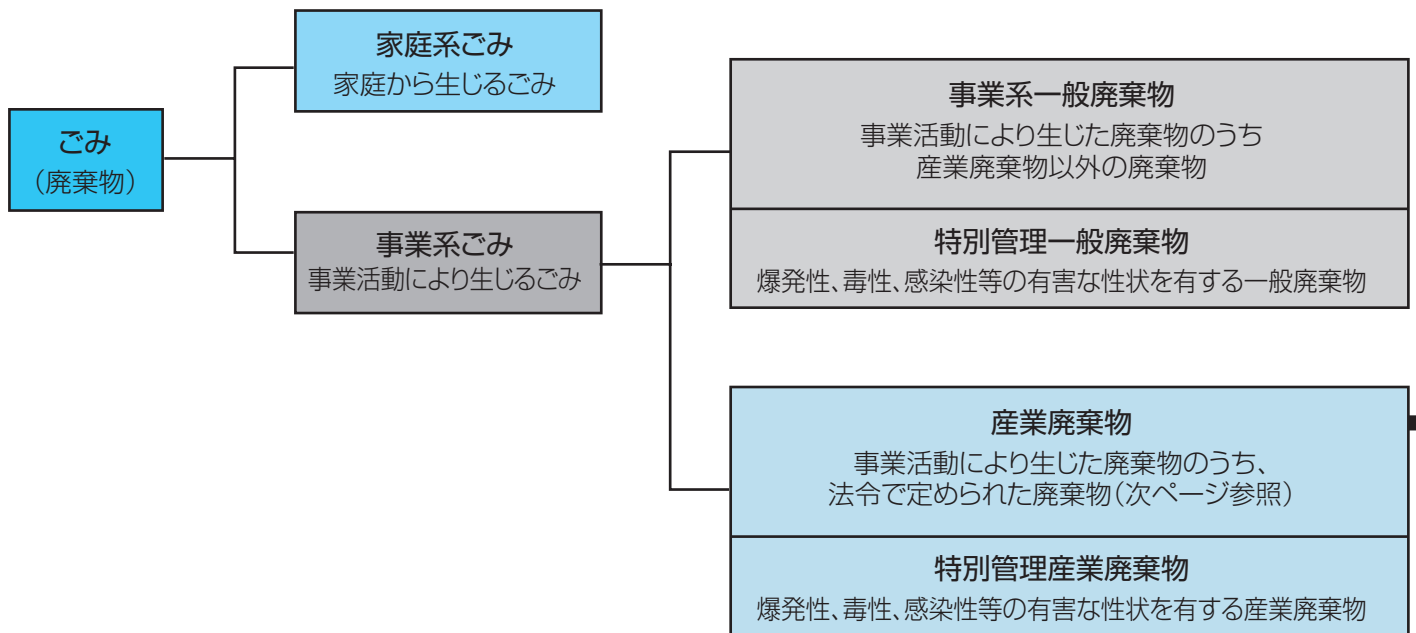


1 廃棄物の分類と事業者の責任

(1) 廃棄物の分類

ごみには家庭から生じるごみ（家庭系ごみ）と事業活動により生じるごみ（事業系ごみ）があり、事業系ごみには、事業系一般廃棄物と産業廃棄物があります。



(2) 事業者の責任

☆事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければなりません。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条第1項）

- ・事業系廃棄物は、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に区分したうえ各々を適正に処理しなければなりません。
- ・事業系一般廃棄物の処理を委託する収集・運搬業者については、大阪市長の許可を受けた業者に委託しなければなりません。
- ・産業廃棄物の処理を委託する収集・運搬業者については、大阪市長や都道府県知事等の許可を受けた業者に委託しなければなりません。

☆事業系一般廃棄物・産業廃棄物の処理に関するお問い合わせは、41ページをご参照願います。

☆事業者の責務については、第3章「事業系ごみの減量推進と適正処理の促進」（7ページ）をご参照願います。

(産業廃棄物の種類)

種 類	業種、例示
1. 燃え殻	焼却炉の残灰、炉清掃排出物、石炭がら、その他の焼却残渣
2. 汚泥	工場排水などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、生コン残渣、炭酸カルシウムかすなど (注) 油分をおおむね5%以上含むものは廃油との混合物になる
3. 廃油	鉱物性油、動植物性油脂、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチなど
4. 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、すべての酸性廃液
5. 廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液など、すべてのアルカリ性廃液
6. 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど固形状及び液状のすべての合成高分子系化合物
7. 動物系固形不要物	と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物
8. ゴムくず	天然ゴムくずのみ (合成ゴムくずは本表6廃プラスチック類)
9. 金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くず、空缶など
ガラスくず 10. コンクリートくず 陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)、耐火レンガくず、陶磁器くずなど
11. 鉱さい	高炉、転炉、電気炉などの残さい、キューポラのノロ、ポタ、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす、鑄物砂など
12. がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリートの破片、その他これに類する不要物など
13. ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設又は本表1～12、15～20に掲げる産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
14. 輸入廃棄物	輸入された廃棄物のうち、本表1～13、15～20に掲げる産業廃棄物、航行廃棄物並びに携帯廃棄物を除く
(業種限定のあるもの)	
15. 紙くず	次の条件に該当する紙及び板紙くずなど (建設業に係るもの (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る)、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業 (新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る)、出版業 (印刷出版を行うものに限る)、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにPCBが塗布され、又は染みこんだものに限る。)
16. 木くず	次の条件に該当するおがくず、パーク類など (建設業に係る木くず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る)、木材又は木製品の製造業に係る木くず (家具の製造業を含む)、パルプ製造業に係る木くず、輸入木材の卸売業に係る木くず、物品賃貸業に係る木くず 業種限定のない木くず PCBが染み込んだ木くず、貨物の流通のために使用したパレット (パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。) に係る木くず)
17. 繊維くず	次の条件に該当する木綿くず、羊毛くすなどの天然繊維くず (建設業に係るもの (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る)、繊維工業 (衣服その他の繊維製品製造業を除く) に係るもの及びPCBが染みこんだものに限る。)
18. 動植物性残渣	次の条件に該当するあめかす、のりかす、醸造かす、醗酵かす、魚及び獣のあらなど (食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物、なお、卸小売業、飲食店等から排出される動物性の固形状不要物、厨芥類は、事業系一般廃棄物となる。)
19. 動物のふん尿	次の条件に該当する牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとりなどのふん尿 (畜産農業に係るものに限る)
20. 動物の死体	次の条件に該当する牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとりなどの死体 (畜産農業に係るものに限る)
21.	本表1～20に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの (コンクリート固型化物など)